

営業時間短縮のお知らせ

記載例

栃木県の要請に基づき、

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、

時短営業を実施しています。

*** 終日、酒類の提供はいたしません。**

(持込みもできません。)

○ 実施期間

令和 4 年 2 月 21 日 (月)

～ 3 月 6 日 (日)

○ 時短営業期間中の営業時間

11 時 00 分 ～ 20 時 00 分

(同一グループ・同一テーブルでの飲食は4人以内、2時間以内となります。)

○ 通常(時短前)の営業時間

11 時 00 分 ～ 21 時 00 分

○ 店舗名

居酒屋〇〇